

令和3年度第1回知多市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 招集年月日 令和3年7月12日
- 2 招集の場所 知多市役所3階 第2委員会室
- 3 開会日時 令和3年8月11日 午後1時27分
- 4 出席委員 (13名)

浅井 宏	宮脇 康悦
吉川 克美	森田 悟
尾之内 博規	山本 万寿男
大澤 九子	竹内 九二雄
竹内 敏信	渡辺 正敏
森本 眞金	松浦 次郎
松岡 祐治	
- 5 欠席委員 近藤 雅範
- 6 会議事件の説明のため出席した者の職氏名

健康文化部長	森下 剛
保険医療課長	竹内 芳美
保険医療課統括主任	塚本 華織
健康推進課統括主任	江端 亜紀子
- 7 会議に付した事件
 - (1) 報告事項
令和2年度国民健康保険事業報告について
 - (2) その他

(8月11日 午後1時27分 開議)

進行者（保険医療課長）

それでは定刻より少し早いですが、始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。本日はご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。まもなく国民健康保険運営協議会を始めさせていただきますが、会議の開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染予防のため、アクリル板を設置しております。発言の際はマスク着用のままご発言いただきますようお願いいたします。それでは、資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料を本日お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは机上にあります、本日配布させていただきました資料は、本日の会議次第、令和3年度国民健康保険運営協議会委員名簿、知多市国民健康保険運営協議会規則、差替え分としまして正誤表とともに、4保険給付の状況と、令和2年度保健事業実績が綴じてあります。次に、ジェネリック医薬品の利用促進の状況、若年健康診査受診勧奨、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について、新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免について、続きまして冊子で、データヘルス計画、A3横長の、地域別・年齢別医療費分析、3名の委員からの質疑書、の全部で11種類でございます。不足はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今から令和3年度第1回知多市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

私は、議事に入りますまでの進行役を務めさせていただきます、保険医療課長の竹内と申します。よろしくお願いいたします。

ここで、皆様にご報告をいたします。被保険者代表の近藤委員におかれましては、ご都合により、欠席のご連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、今年度最初の会議となりますが、新たに委員となられました方に、先日、委嘱書の交付をさせていただきました。委員の任期は令和4年6月30日までとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局職員にも一部異動がありましたので、ここで自己紹介をさせていただきます。

事務局

健康文化部長の森下です。よろしくお願いいたします。

保険医療課国保担当チーム長の塚本です。よろしくお願いいたします。

健康推進課健診・予防担当チーム長の江端です。よろしくお願いいたします。

進行者

それでは、はじめに、市長よりごあいさつを申し上げます。

市 長

皆様、こんにちは。市長の宮島でございます。天気が先週の土曜日、日曜日は大変暑かったのですが、本日は台風の関係でしょうか、秋らしくなってきたなと思います。そのような中で、まだまだコロナのことで皆様方には日常生活で大変ご迷惑をお掛けいたしております。国、県、市が一緒になって少しでも早くワクチンを接種していただけるよう進めてまいります。皆様方におかれましてはコロナにかからないように、またうつさないようにとお願いできればと思っております。最近ではどうしても若い人の感染率が高いとのことで日に日に4人、5人という数字が出ている訳でございますが、そのほとんどが家庭内感染でございます。お父さん等が会社に行かれた時にひろわれて、家に帰っておかしいなということで検査を受けられると陽性であり、家族は濃厚接触者ということで県から連絡が入るといふ、家庭内感染が大変危惧されております。接種をされましても、ワクチンの副反応ということで心配されておりますが、ごくわずかな方だけにあります。ところが、お若い方と女性の方が他の方よりも多く副作用が出るということであります。私どもの65歳以上の高齢者という年齢層は、あまり副作用が出ないと分析的には言われております。しかし、人によってそれぞれ違いますので十分な対応をしていただき、変化があった場合にはすぐお医者さんと連絡を取っていただければありがたいとこのように思っています。いずれとしましても、市民の皆様の安心安全のために職員一丸となってワクチン接種に取り組んでいますので、よろしく願いいたします。前置きが長くなって申し訳ございません、本日は、令和3年度第1回知多市国民健康保険運営協議会の開催にあたりまして、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。皆様におかれましては、日頃から私どもの市政運営にご理解とご協力をいただいておりますことを、この場を借りて心から厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

この協議会では7月から、新たに浅井宏様を始め、6名の方々に、国民健康保険運営協議会の委員をお願いしましたところ、皆様方に大変快くお引き受けいただき、ありがとうございます。本市の国民健康保険事業の適正な運営に向け、今後ご尽力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、国民健康保険につきましては、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症の影響で、所得が減少しております。このことで今年度の国民健康保険税は減収となる見込みでございます。一方で、決算補填等目的の一般会計からの繰入金、いわゆる赤字を解消するよう国から求められており、大変厳しい運営状況を強いられております。

コロナに対する支援としては、昨年度から、傷病手当金、国民健康保険税の減免制度を創設して対応しているところです。コロナ禍という特殊要因への配慮をしつつ、いかに繰入金を抑制し、また、医療費の適正化を図っていくかが課題になっていることをございます。

市民生活に密接し、健康と医療を守っていくために欠かせない制度として大きな役割を持つ国民健康保険を安定的に継続して運営するために、委員の皆様にご指導、ご鞭撻を賜りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

本日の議題は、令和2年度国民健康保険事業報告についてということで、事業運営の現在の状況等を皆様にご説明させていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。また、本日は大変恐縮ですが、公務の関係で挨拶のみで退席させていただきますことをお許し願いたいと思います。

進行者

ありがとうございました。ここで市長は他の公務のため、退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(市長退席)

進行者

続きまして、会長よりごあいさつをお願いします。

会 長

皆様こんにちは。本日はご多忙の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。知多市国民健康保険運営協議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。皆様方には日頃より、国民健康保険の円滑な運営に深いご理解とご協力をいただいております。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

先ほど市長さんの挨拶の中にもありましたが、長引くコロナ禍で、体調や精神面で不調をきたしている人が多くいるようです。ワクチン接種が進み、不安が徐々に減少してきているかと思われませんが、一方で首都圏を中心に感染拡大が続きまだまだ収束が見えない今日、仕事や生活への影響が心配される場所があります。

さて、国民健康保険でございますが、高齢者の割合が多いことや、高度な治療などの影響で1人当たりの医療費は依然として増加しており、将来への不安要素となっております。税金の減少が見込まれている中で国保の運営について審議をするこの運営協議会は、大変重要な役割を担っております。

本日は、令和2年度国民健康保険の事業報告が議題となっており、本市の国民健康保険の運営状況について、事務局から説明があります。私たちの生活に欠かせない国保制度の維持のため、委員の皆様方のご意見を賜り、皆様とともに考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

進行者

ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては、知多市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、運営協議会規則第6条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

現在の出席者は13名です。定足数に達しており、会議は成立いたします。議事につきましては、お手元の会議次第により進めてまいります。

次第の3 副会長の選出についてであります。公益代表でありました都築昌幸委員の退任により、空席となっております副会長の選出でございますが、知多市国民健康保険運営協議会規則第4条第1項の規定により、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙するとの規定されております。選挙の方法につきましては、いろいろな方法があるかと存じますが、慣例により委員の皆様からの推薦により選出していただく方法で行いたいと考えております。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がありましたので、委員の皆様からの推薦により選出させていただきます。先程申し上げましたように、副会長は、知多市国民健康保険運営協議会規則第4条第1項の規定により、公益を代表する委員の中から選出をお願いします。公益を代表する委員は、お手元の資料の委員名簿で、公益代表の4名の方でございます。では、どなたかご推挙をお願いいたします。

委 員

副会長には、公益代表の中で、あいち知多農協理事という重責を担ってみえます竹内敏信さんを推薦いたします。

議 長

只今、副会長には公益代表の中から、あいち知多農協理事ということで、竹内敏信委員にとのご推挙がありました。いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声をいただきましたので、副会長には竹内敏信委員にお願いをいたします。副会長さんは、こちらへ席の移動をお願いいたします。

(副会長席へ移動)

議 長

ここで、副会長に就任されました、竹内敏信様からご挨拶をお願いいたします。

副会長

竹内敏信です。3年前からあいち知多農協の理事をさせていただいております。なにぶん国民健康保険について何もわかりませんが、よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。次に、4 議事録署名委員の指名でございますが、私から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありましたので、私から指名させていただきます。浅井宏委員、森田悟委員の2名を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議題の進め方について、皆様をお願いをいたします。はじめに、議題につきましては、事務局から説明させます。説明が終わりましたら、説明に対する

ご質問ご意見等をお伺いいたします。また、発言なさる場合は、お名前を述べてからお願ひいたします。

それでは、次第の5議題に移ります。(1) 報告事項 令和2年度国民健康保険事業報告についてを議題といたします。事務局から説明してください。

事務局（保険医療課統括主任）

資料 令和2年度知多市国民健康保険事業報告の説明をさせていただきます。

初めに、資料の差替えについてご説明いたします。差替えをご覧ください。正誤表がついております。正誤表のA3のものが国民健康保険事業分になりまして、一番下の表が差替えとなります。4ページ、4 保険給付の状況 (4) その他の給付 出産育児一時金の欄ですが、委員の皆様への資料発送後に、根拠資料である国保事業年報に集計誤りが見つかったため、差替えをお願いするものです。

1ページをお開きください。1 加入状況です。この表は、本市国民健康保険の加入状況を前年度と比較したものです。令和2年度の年間平均をご覧ください。世帯数は、前年度より1.3%減の1万807世帯、被保険者数は、2.7%減の1万7,012人でした。

その下は被保険者数の内訳です。退職被保険者等は令和元年度末で対象者は0人となり、すべての加入者が一般被保険者となりました。退職者医療制度の廃止に伴う経過措置で、平成27年度以降は新規加入者がなく、退職者本人が65歳に達し一般被保険者に移行したものです。その下のグラフは、過去5年間の国保加入者の構成割合の推移を表したものです。

2ページをお願いします。2 経理状況です。令和2年度分につきましては、まだ、市議会で決算の認定を受けておりませんので、見込みと表示してあります。

(1) 収入です。国民健康保険税は、前年度から3.7%の増です。令和2年度は税率改定を行っています。

国庫支出金は新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る、国民健康保険税の減免を対象とした財政支援もあり、前年度から13.7%の増です。

県支出金は、医療費の保険者負担分の支払いに必要な費用を全額県が交付してくれるもの、及び事業運営に対する補助金です。前年度から3.5%の減です。

繰入金は、保険税の軽減措置に対するもの、低所得者の数に応じて保険者を支援するもの、職員給与費や国民健康保険事務費に対するもの、被保険者の出産費用に対するもの、高齢者の数に応じたもの、及び現行保険税率では賄いきれない国保事業費に対するものとして、市の一般会計から繰り入れを行ったもので、24.3%の減です。

繰越金は、令和元年度の収支差引額を繰り越したもので、11.6%の増です。

その他の収入は、国保税の延滞金や、医療費の返還金などで、15.8%の減です。

以上、収入合計は、76億7,750万5,416円で、前年度に比べ3.8%の減となりました。

続きまして(2)支出です。総務費は、国保事業運営に要する事務費です。令和2年度から職員の人件費等を一般会計から特別会計に移行したため、前年度に比べ152.4%の増です。

保険給付費は、医療費に係る支払額で、前年度に比べ4.2%の減です。新型コロナウイルス感染症の影響により、受診を控える方が増えたことなどが影響しているものと考えております。

内訳ですが、療養諸費は、被保険者が医療機関等で診療を受けた医療費の保険者負担分です。

高額療養費は、被保険者が医療機関等の窓口で支払うひと月の一部負担金の額が所得に応じた限度額を超えた場合に、その超過額を支給したものです。

出産育児諸費は、被保険者が出産した場合、1人につき42万円を上限に支給したものです。

葬祭諸費は、被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に1人につき5万円を支給したものです。

国保事業費納付金は、国保の財政運営の責任主体である県への納付金で、前年度に比べ5.0%の減です。

保健事業費は、特定健診等に関する事業費です。前年度に比べ4.7%の減です。

その他は、償還金や還付加算金です。前年度に比べ5.9%の減です。

以上、支出合計は、75億1,898万573円で、前年度に比べ3.6%の減となりました。

(3)収支差引額は、1億5,852万4,843円です。その下の円グラフは、令和2年度の収入及び支出の構成割合を表したものです。

3ページをお願いします。3 国民健康保険税の状況です。(1)と(2)は、収納額を一般被保険者分と退職被保険者等分に分けて集計したものです。

それぞれの一番下の合計ですが、一般被保険者分は前年度に比べ3.7%の増、退職被保険者等分は、退職被保険者が令和元年度末ですべて一般に移行したため、69.5%の減です。令和2年度の退職被保険者が0人にも関わらず収入額が発生した理由としては、過年度分の所得更正により、令和2年度分として賦課した医療給付費分の現年度分1件と、滞納繰越分の納付によるものです。

(3)と(4)は、現年度分と滞納繰越分に分けて集計したものです。それぞれの表の下から3行目、収納率は、調定額に対して実際に収納した比率ですが、現年度分は94.16%で、前年度に比べ0.8%増、滞納繰越分は28.55%で、前年度に比べ6.5%増となりました。なお、表に記載はありませんが、現年度分と滞納繰越分の合計の収納率は83.67%で、前年度の81.36%を上回っています。

4 ページをお願いします。差替えさせていただいたものになります。4 保険給付の状況です。(1)から(3)は、療養給付費と療養費の状況で、(1)一般被保険者分、(2)退職被保険者等分、(3)総医療費に分けて集計したものです。

各表の項目のうち、療養給付費は、被保険者が医療機関等で診療を受けた場合の医療費で、療養費は、被保険者が柔道整復師の施術や、針、灸、マッサージなどの施術を受けた場合の医療費、コルセットなど治療用装具代です。

年度等のうち、費用額は、診療等にかかった10割分の金額で、給付件数は、診療報酬明細書の件数です。診療報酬明細書は、医療機関等で診療等を行った際に、患者ごと、月ごとに作成されるものです。

(3)総医療費の合計では、費用額は5.2%の減、その右、給付件数は10.5%の減となりました。1人当たり費用額、1人当たり給付件数は減りましたが、1件当たり費用額は増加となりました。新型コロナウイルスの影響で受診を控えた方がいる一方、高額な治療を受けられた方が増えたと思われまます。

一番下の(4)その他の給付は、出産育児一時金と葬祭費の状況ですが、それぞれ前年度より減少となりました。

5 ページをお願いします。参考資料1 保険給付の給付事由の内訳です。前ページの療養給付費について、内訳を細かく表示したものです。こちらの表では日数を掲載しています。

一番下の(3)総医療費ですが、費用額が高額な、入院診療費、入院外診療費、調剤のうち、入院診療費、入院外診療費は費用額が前年度より減少していますが、調剤は費用額が増加しています。件数は減少していますが、受診した際に多めに薬をもらう長期処方などにより増加していると思われまます。

6 ページをお願いします。参考資料2 令和元年度実績 国民健康保険主要データ比較です。令和2年度実績がまだ公表されていないため、令和元年度実績としています。

下段に県内54市町村内順位を掲載しています。本市は、一人当たり療養諸費費用額は11位(前年20位)、一人当たり保険税調定額は48位(前年45位)、現年分保険税収納率は36位(前年36位)でした。これは金額、収納率が高い市町村が上位となるよう順位がついています。

以上で、資料 令和2年度 知多市国民健康保険事業報告の説明を終わります。

続きまして、本日配付いたしました、ジェネリック医薬品の利用促進の状況についてご説明します。

(1) 差額通知送付実績です。ジェネリック医薬品の利用は、医療費抑制に効果的であるため、国保加入者に対して、ジェネリック医薬品希望カードを配布するとともに、年2回、ジェネリック医薬品利用差額通知を送付して、ジェネリック医薬品に変更した場

合に自己負担額がどれくらい削減できるかをお知らせしています。

内容ですが、令和2年度から通知対象を拡大しました。まず、対象年齢を40歳以上から30歳以上に、対象月に処方された先発薬で、通知対象医薬品に該当するものがある場合に、ジェネリック医薬品に変更した場合の対象差額を300円以上から200円以上に変更しました。また、通知対象医薬品に精神神経用剤を追加しました。その他に、福祉医療を受けており窓口負担がない方については、差額通知を送付していませんでしたが、送付を行うことに変更しました。

通知件数は、令和2年8月送付分が476件、令和3年2月送付分が350件でした。

ジェネリック医薬品利用率（数量）は、対象月の知多市国保全体の数量ベースでの利用率です。前年度まで金額ベースで報告していましたが、今年度から国の指標である数量ベースでの報告に変更しています。

次に効果ですが、保険者負担軽減額は、対象月の翌月以降に通知対象者がジェネリック医薬品に変更したことにより軽減された実績額の累計です。

(3)ジェネリック医薬品利用率（数量）の推移につきましては、各年度の平均利用率を記載しています。平均利用率は、厚生労働省が定めた目標値80%を令和元年度に上回りました。

以上で、ジェネリック医薬品の利用促進の状況の説明を終わります。続きまして、保健事業について、健康推進課江端より説明します。

事務局（健康推進課統括主任）

初めに、資料の差替えについてご説明いたします。令和2年度保健事業実績ですが、委員の皆様への資料発送後に集計誤りが見つかったため、差替えをお願いするものです。令和2年度保健事業の実績についてご説明いたします。本日、差替え分の資料をご覧ください。

1 (1)特定健康診査受診率の推移をお願いします。特定健康診査は、国保加入者の40歳から74歳までの方を対象に実施する健診で、対象者へは個別通知をしております。令和2年度の受診率は44.2%で、前年度と比べ3.5ポイント減少しました。

(2)特定保健指導該当者数と該当率の推移ですが、特定保健指導対象者は、腹囲またはBMIが基準を超え、高血糖、高血圧、高脂血症のリスクをあわせもつ方です。リスクの該当数や年齢により、動機づけ支援、積極的支援となります。令和2年度の該当率は動機づけ支援が9.6%、積極的支援は1.9%でした。

(3)特定保健指導実施者数と実施率の推移ですが、初回面接を終了した方のうち、動機づけ支援の実施率の令和2年度は53.8%、積極的支援の実施率は33.9%でした。

(4)特定保健指導参加勧奨ですが、対象者のうち保健指導の未利用者に対して個別に

電話連絡を行ったものです。対象者 133 人のうち、60 人の方に参加勧奨と保健指導を実施しました。そのうち、面接等による継続した保健指導の利用につながった方は 6 人でした。

次ページをお願いします。また、参加勧奨をした方のうち、健診結果が要医療の判定であった方には医療機関受診の必要性についてもお伝えしました。25 人の方に受診勧奨を行い、その後実際に受診につながったことが確認できた方は 9 人でした。

次に 2 糖尿病性腎症重症化予防事業についてご説明します。この事業は健診で糖尿病域の結果が出ているものの、まだ受診をしていない方を対象としており、2 年度は講演会を中止し、個別の重症化予防プログラムのみを実施しました。(4)実績の、参加人数は 32 人で、保健師・管理栄養士による面談 3 回と電話支援を 2 回実施して、生活の振り返りや栄養、運動の指導を実施しました。

3 ページをお願いします。各測定項目の平均値の推移は表のとおりです。この事業をきっかけに、32 人中 12 人が受診につながりました。また参加者のうち 14 人が過去 1 から 2 か月間の血糖コントロール状態を表す指標である HbA1C が 6.5%未満になりました。令和 2 年度の保健事業実績については以上です。

続きまして令和 3 年度の保健事業予定についてご説明いたします。

1 特定健康診査についてですが、個別健診を 6 月 1 日から、集団健診を 7 月 26 日から、昨年度と同様、体温測定・消毒などの感染予防対策を講じて実施しています。

次のページの 2 特定保健指導をお願いします。昨年度同様に動機づけ支援レベル、積極的支援レベルと判定された方に効果的な保健指導が行えるように、また多くの方に参加していただけるように周知し、特定保健指導についても感染予防対策を行い、実施していきます。

別紙 1 に特定保健指導全体の流れが示してありますのでご覧ください。図の左の方にグレーの枠で囲んである健診結果説明会を初回面接として、評価までの 6 か月間で対象者が健康な生活習慣を身につけられるように、働きかけていきます。また参加されない方に対しても電話などでアプローチすることによって参加や受診勧奨をしていきます。

2 ページにお戻りください。3 糖尿病性腎症重症化予防事業についてご説明します。令和 3 年度は糖尿病性腎症重症化予防プログラムと、令和 2 年度に実施できなかった糖尿病性腎症重症化予防講演会の 2 つを実施します。

別紙 2 をご覧ください。事業全体の流れを示してあります。事業終了後に、レセプトで受診状況の確認をして事業評価を行います。未受診の方には再度受診を勧めていきます。

また、本日追加させていただいた、若年健康診査受診勧奨についてをご覧ください。今年度 39 歳の方に対し、個別通知で若年健診の勧奨を行いました。若い世代から、健診

を受診する習慣をつけることが重要であると考え、次年度から特定健診の対象になる年代に個別勧奨を実施しました。

保健事業についての説明は以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。事前に3名の委員から、6件の質問をいただいております。初めに、提出されました委員、質問の要旨を説明してください。

委 員

質疑事項は2件あります。1件目は被保険者数の減少についてです。被保険者数が減少していますが、要因は何でしょうか。また、前年度より減少率が下がっている要因は、何かありますか。

また、2件目としまして、退職被保険者等分の費用額、給付件数についてです。保険給付の状況の表は保険者が給付した数値であると思いますが、退職被保険者等分の費用額、給付件数がマイナスとなっています。理由を教えてください。

議 長

委員から2件質問がありました。事務局から、質問に対する回答をお願いします。

事務局（保険医療課統括主任）

委員の質問にお答えさせていただきます。1つ目の回答について、被保険者数の減少理由は、社会保険への適用拡大による喪失と、後期高齢者医療保険へ移行したことが主な要因と考えられます。また、出生数の少なかった終戦の年に生まれた方が令和2年度に75歳になられたため、後期高齢者医療保険への移行数が減少し、前年度に比べて減少率が鈍化しました。

続きまして、2つ目の質問にお答えさせていただきます。令和2年度の退職被保険者数は0人でしたが、医療機関により一般被保険者分を誤って退職被保険者分として請求されたものを、過年度分も含めて国保連合会を通じ精算したため、費用額、給付件数ともにマイナスとなったものです。説明は以上です。

議 長

今、2点について説明が終わりました。委員、よろしいでしょうか。

委 員

はい。

議 長

続きまして、委員から質問の要旨を説明してください。

委 員

質疑事項は2件あります。1件目は繰入金の減少についてです。経理状況の収入のうち、繰入金の前年度より減少していますが、要因は何かありますか。

また、2件目は総務費の増加についてです。経理状況の支出について、総務費が前年度より152.4%と大幅に増加しています。先ほど、増加の理由が人件費等と説明がありましたが、他にも要因はありますか。

議 長

それでは2点の質問について、事務局、質問に対する回答をお願いします。

事務局（保険医療課統括主任）

委員の質問にお答えさせていただきます。1つ目の回答について、繰入金は法定繰入と法定外繰入があります。税と補助金等で賄いきれない事業費について一般会計から補填する法定外繰入が減少したことが主な要因です。内容としては、前年度に比べ、税率改定及び県からの交付金の増による収入の増額と、一方で国保事業費納付金の減、保健事業費の減による支出の減額によるものです。

続きまして、2つ目の質問にお答えさせていただきます。令和2年度から職員の人件費と、国保運営協議会費について一般会計から特別会計に移行したことが主な要因です。また、2年に1度の被保険者証の一斉更新、及び毎年更新の高齢受給者証の作成委託を令和2年度から実施したこともあり、前年度に比べて増加となりました。説明は以上です。

議 長

質問2点についての説明が終わりました。委員、よろしいでしょうか。

委 員

はい。

議 長

それでは次に、委員から質問の要旨を説明してください。

委 員

質疑事項は2件あります。1件目は収納状況についてです。令和2年度はコロナ禍にも関わらず、収納率が上がっています。このことについてどのように分析されていますか。

また、2件目は特定保健指導実施者数についてです。令和2年度の特定保健指導実施者数について、積極的支援の実施者数が例年に比べ減少していますが、何か理由はありますか。

議 長

事務局から、質問に対する回答をお願いします。

事務局（保険医療課統括主任）

委員の1つ目の質問に対して、お答えさせていただきます。収納率が上がった要因ですが、電話や窓口での納税相談や文書での催告を積極的に行い、再三の催告に応じない滞納者に対しては、法令に基づき預貯金等の差し押さえを実施したこと、また滞納額が高額な場合には滞納整理機構で、現年滞納分の整理に早めに取り掛かっていることが、収納率の向上に効果があったと考えています。さらに、令和2年度は国からの持続化給付金の支給があり、新型コロナウイルスの影響をうけ営業自粛等を行った個人事業者等からも、収納できたのではないかと考えています。ただし、このまま新型コロナウイルスが収束されない場合には、将来的には収納率の低下が懸念されるものとなっております。以上1つ目の質問について塚本から説明させていただきました。

事務局（健康推進課統括主任）

続きまして、2つ目の質問に対して健康推進課江端から回答させていただきます。令和2年度の特定保健指導の積極的支援の実施者数が例年に比べ減少している理由ですが、1つ前の年の令和元年度積極的支援の実施率が47.3%と例年に比べて高く、この理由は令和元年度に初めて積極的支援に該当されて説明会に来られた方が例年に比べて多く、このため令和元年度の実施率が例年と比べて高い割合となりました。そのため令和2年度が例年と比べて大きく減少しているわけではないのですが、平成30年度と比べると減少しておりまして、減少の理由としましては新型コロナウイルス感染症の影響があったと考えております。参加勧奨の電話をしておりますが、その際に感染を心配されて参加

を断られることが多くありました。こちらとしても、保健センターに来ていただくことを積極的に勧めることができなかつた、ということが大きな原因の一つであると考えております。ただ、参加されなかつた場合でも電話で健診結果を見ながら保健指導は実施しておりますので、ここには数字として書いておりませんが、保健指導についてはできる範囲で実施しております。2つ目の質問に対しての回答は以上になります。

議 長

説明が終わりました。委員、よろしいでしょうか。

委 員

はい。

議 長

やはり、コロナ禍ということで、色々なところで影響があります。

3名の方から質問がありましたが、他にご意見、ご質問はありませんか。

(質問等なし)

議 長

他に質問がないようですので、報告事項 令和2年度国民健康保険 事業報告についてを終わります。次に、議題(2)その他 として、事務局から説明をお願いします。

事務局（保険医療課統括主任）

続きまして、事務局からご説明します。本日配布しました、新型コロナウイルス感染症の関連の資料、2枚ご用意ください。

事務局（保険医療課統括主任）

それではまず、新型コロナウイルス感染症に伴う対応についてご説明します。本日配付しました新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給についてをご覧ください。

本市の国保には、傷病手当金の制度はありませんでしたが、知多市国民健康保険条例を改正し、新型コロナウイルス感染症に限定して傷病手当金を支給できることとしたものです。令和2年度の申請は0件でした。1 対象者は、給与等の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は感染が疑われる方です。

2 支給期間は、働けなくなった日から起算して3日を経過した日から、働けない期間です。3 支給額は、直近3か月の就労日1日当たりの平均給与収入の3分の2に、働けなくなった期間で就労予定だった日数をかけた額を支給します。4 適用期間ですが、令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間です。入院が継続する場合等は、最長で1年6か月までとします。また期間についてですが、国から財政支援の適用期間延長の通知があったため規則の一部改正を行い、令和3年12月31日までと延長する予定です。5 申請方法ですが、申請は、世帯主記入用、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用の4枚の申請書によります。ただし、医療機関を受診しなかった場合は医療機関用の提出は不要で、代わりに事業主の証明が必要となります。なお、傷病手当金の支給に要した費用については、国の特別調整交付金による財政支援が行われます。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免についてをご覧ください。

感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、令和2年度に続き、知多市国民健康保険税条例 施行規則を改正し、合わせて減免基準を設けたものです。1 減免対象者及び減免額は、(1)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方については、全額免除します。(2)主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、アからウのすべてに該当する世帯の方については、下の※の計算式により、一部を減額します。2 減免対象保険税は、令和3年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものです。3 申請期限は、今年度末の令和4年3月31日です。減免を行った場合、国の特別調整交付金により、一部財政支援が行われます。

令和2年度の実績は、新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免件数は令和元年度分が7件（減免額18万9,700円）、令和2年度分が126件（減免額1,980万9,500円）でした。説明は以上です。

議 長

ただ今事務局の方から2件、傷病手当金と減免の件について説明がありましたが、何かご不明な点、ご質問はありませんか。

委 員

傷病手当金の支給の件ですが、1の対象者のところで、発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方とありますが、具体的にはどのように判断されるのですか。

事務局（保険医療課統括主任）

質問にお答えさせていただきます。当初は、病院に行くこともできず自宅待機された方もいらっしゃると思いますが、検査ができなかった場合でも対象になるというものであります。病院に行かずに医療機関からの証明がなくても、事業主からの証明があれば支給の対象になります。

委員

事業主からの証明があれば、新型コロナウイルス感染症という病名が疑われるということで、具体的な症状を書いてもらうということですか。咳が出るとか倦怠感があるとか。本人の申立てということになるのですか。

事務局（保険医療課統括主任）

PCR検査ができなかった方も対象とします、という国からの通知も出ていましたので、症状を書く欄はなかったと思うのですが。

事務局（保険医療課長）

国からのQ&Aが出ておりました、例えば、熱が何度以上、咳が続く等の線引きがあります。発熱があまりなくても症状が出ていて仕事を休んだ方がよいということで、事業主が認めればというもので、詳しい資料が今は手元にないので詳細をお伝えできませんが対象として認めるということが載っております。今は申請が1件もございませんので、実際に相談があった時にはQ&Aを見ながら対応をしている状況であります。

事務局（保険医療課統括主任）

（資料を確認後回答）本人である被保険者が記載する申請書に、受診していないと回答した場合には、どのような症状ですか、期間はいつからいつまでですかと書く欄がありますので、そこで書かれたものを確認させていただいて支給の有無を決定します。

議長

よろしいですか。

委員

はい。ありがとうございます。

議 長

他に何かご質問はございますか。

委 員

関連してですが、条例を改正したのはいつですか。

事務局（保険医療課長）

傷病手当金は令和2年4月27日に専決で行っております。

委 員

1年近く経つのですね。令和2年度は、申請は0件なのですね。

事務局（保険医療課長）

相談はありましたが、申請は無いです。

委 員

令和3年度も無いですか。

事務局（保険医療課長）

そうですね。令和3年度の当初に1件、相談はあったのですが、申請はないです。申請用紙もお渡ししていますが、その後来庁されておられません。

委 員

対象者がそんなにいないのかもしれないですね。

事務局（保険医療課長）

国民健康保険の資格がありながらも、給与の支払いを受けている方ということなので、今の体制で自営業の方はよっぽど専従者給与の方以外は該当になりませんし、お勤めしている方限定ということになります。

委 員

そもそも少ないのと、あまり周知されていないのかもしれないですね。

事務局（保険医療課長）

周知の方は努力しているのですが、国や県のホームページにも載っていますので、ご存じかもしれません。ただ、会社から何か支給されると対象にならないということもありますので、そういった面で相談等も少ないものと考えております。

委員

例えば、お酒を出してはいけないとか時短要請だと給与が出てしまうので、そういった人は対象外ということですか。

事務局（保険医療課長）

そうですね。

委員

はい。わかりました。

議長

他にご意見、ご質問はございませんか。よろしいですか。

（質問等なし）

議長

事務局、他にありますか。

事務局（保険医療課統括主任）

はい。今年度の今後の予定について、ご説明いたします。

今年度は国民健康保険税の税率改定案について、当協議会に諮問を行う予定です。

また、お手元に配布してあります、第2期知多市国民健康保険データヘルス計画をご覧ください。データヘルス計画は健診結果や医療情報のデータを活用して分析することにより、効果的かつ効率的な保健事業を実施していくための計画で、国保加入者の健康を増進し、かつ医療費の適正化を図るものです。データヘルス計画の実施期間は平成30年度から令和5年度までの6年間の計画です。平成35年度を令和5年度と読み替えてください。今年度は、データヘルス計画の中間評価を行う予定のため、中間評価についてのご意見を伺います。参考に分析資料の一例として、A3の地域別・年齢別医療費分析

をお配りしていますので、ご覧いただければと思います。

第2回目の協議会については、11月5日（金曜日）の開催を予定しています。時期が近づきましたら、開催通知等を送付しますので、よろしくお願ひいたします。また、2月上旬頃に第3回目を開催し、来年度の事業の概要等についての報告等を行う予定です。

以上で、今年度の今後の予定についての説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局から説明があり、確認させていただきませんが、今年度は税率改定の改定案と、データヘルス計画の中間評価の意見をいただくことの2点ですね。これは11月5日に改定案や意見を聞くという予定でよいですか。

事務局（保険医療課統括主任）

はい。

議 長

そして、来年の2月の3回目に改定の関係ですか。

課 長

3回目ではなく、11月に開催の2回目に改定の諮問と答申を行わせていただきます。

議 長

わかりました。それでは、今年度は2年に1度の改定ということで、委員の皆様にご意見を賜れればと思います。他にはよろしいですか。

（質問等なし）

議 長

他にないようですので、本日の知多市国民健康保険運営協議会を終了いたします。皆様方のご協力ありがとうございました。

進行者

本日は当日資料が多大であったということと、差しかえがございまして、ご迷惑をお掛けしまして申し訳ございませんでした。これをもちまして、令和3年度第1回知多市

国民健康保険運営協議会は、閉会といたします。ありがとうございました。お気を付けてお帰りください。

(午後 2 時 40 分 閉会)